

三連発第 77 号  
令和 7 年 2 月 18 日

事業主 各位

MBK 連合健康保険組合  
理事長 神野 泰典



令和 7 年度 健康保険組合の運営及び事業に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より MBK 連合健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 4 日開催の第 122 回組合会をもちまして、令和 7 年度収入支出予算及び組合規約等変更について承認されましたことをお知らせいたします。

なお、《第 122 回組合会承認事項》については、3 月に予定しております厚生労働省への提出・認可を持ちまして正式決定となりますが、取り急ぎ別添案内のとおりお知らせいたします。

また、例年 3 月に開催しております「健康保険事務担当者説明会」につきましては、開催の時期・方法を見直し、新任担当者事務講習会（仮称）等、形を変えての開催を企画中です。3 月の開催は見送ることといたしました。

つきましては、事務手続きに関する《変更点および注意事項》についても併せて案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

## ≪第 122 回組合会承認事項≫

### 令和 7 年度保険料率および収入支出予算

#### 【一般勘定（健康保険）】

健康保険料率 100/1000：[月給・賞与 共通]（保険料負担割合：事業主／被保険者＝50／50）

<内訳>

基本保険料率 67.29／1000：加入者の皆さんに対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

特定保険料率 31.42／1000：国から賦課される納付金に充てるための保険料率

調整保険料率 1.29／1000：全健康保険組合が共同で実施する事業のための保険料率

※保険料の徴収方法＝従来通り「給与」と「賞与」から徴収されます。

令和 7 年度健康保険料率は、前年度同様の料率を維持することとなりました。

#### ○基礎数値

|              |             |
|--------------|-------------|
| 被保険者数        | 21,500 人    |
| 平均標準報酬月額（一般） | 403,681 円   |
| 賞与支給被保険者数    | 18,000 人    |
| 平均賞与支給額（年間）  | 1,362,273 円 |

#### ○収入の部

| 項目        | 予算額<br>(千円) | 被保険者<br>1人当たり額 (円) |
|-----------|-------------|--------------------|
| 一般保険料     | 12,581,825  | 585,201            |
| 調整保険料     | 164,727     | 7,662              |
| 国庫負担金     | 2,954       | 137                |
| 退職積立金繰入   | 8,000       | 372                |
| 別途積立金繰入   | 0           | 0                  |
| 国庫補助金収入   | 5,079       | 236                |
| 財政調整事業交付金 | 79,901      | 3,716              |
| 利子収入      | 39,583      | 1,841              |
| その他       | 9,921       | 461                |
| 収入合計      | 12,891,990  | 599,627            |
| (経常収入合計)  | 12,647,357  | 588,249            |

#### ○支出の部

| 項目        | 予算額<br>(千円) | 被保険者<br>1人当たり額 (円) |
|-----------|-------------|--------------------|
| 事務所費      | 279,453     | 12,998             |
| 組合会費      | 1,472       | 68                 |
| 保険給付費     | 6,450,456   | 300,021            |
| 納付金       | 4,005,502   | 186,302            |
| 保健事業費     | 552,272     | 25,687             |
| 財政調整事業拠出金 | 164,727     | 7,662              |
| 積立金       | 7,000       | 326                |
| その他       | 7,778       | 362                |
| 予備費       | 1,423,330   | 66,201             |
| 支出合計      | 12,891,990  | 599,627            |
| (経常支出合計)  | 11,301,911  | 525,670            |

※被保険者一人当たり額は四捨五入の関係で合計額との差異あり

|      |               |      |               |
|------|---------------|------|---------------|
| 収入合計 | 12,891,990 千円 | 支出合計 | 12,891,990 千円 |
|------|---------------|------|---------------|

## 【介護勘定（介護保険）】

介護保険料率 16.8/1000[月給・賞与 共通]

(保険料負担割合：事業主／被保険者＝8.4/8.4)

※介護保険料の徴収対象となるのは下記の方です。

①40 歳以上 65 歳未満の被保険者

②40 歳以上 65 歳未満の被扶養者を持つ 40 歳未満 65 歳以上の被保険者

※健康保険料同様、「給与」と「賞与」から徴収されます。

令和 7 年度の介護保険料率は、前年度より 1%引き下げる ことといたしました。

### ○基礎数値

|               |             |
|---------------|-------------|
| 被保険者数 (①+②)   | 12,700 人    |
| 平均標準報酬月額 (介護) | 450,187 円   |
| 賞与支給被保険者数     | 11,000 人    |
| 平均賞与支給額 (年間)  | 1,545,628 円 |

### ○収入の部

| 項目    | 予算額<br>(千円) | 被保険者<br>1人当たり額 (円) |
|-------|-------------|--------------------|
| 介護保険料 | 1,435,286   | 113,015            |
| 雑収入   | 537         | 42                 |
| 収入合計  | 1,435,823   | 113,057            |

### ○支出の部

| 項目       | 予算額<br>(千円) | 被保険者<br>1人当たり額 (円) |
|----------|-------------|--------------------|
| 介護納付金    | 1,070,966   | 84,328             |
| 介護保険料還付金 | 300         | 24                 |
| 積立金      | 1           | 0                  |
| 予備費      | 364,556     | 28,705             |
| 支出合計     | 1,435,823   | 113,057            |

|      |              |      |              |
|------|--------------|------|--------------|
| 収入合計 | 1,435,823 千円 | 支出合計 | 1,435,823 千円 |
|------|--------------|------|--------------|

## 【平均標準報酬月額】

全被保険者の平均標準報酬月額：410,000 円（27 等級）

被保険者期間が 12 か月に満たない場合、傷病手当金や出産手当金の計算の基礎に使用場合があります。

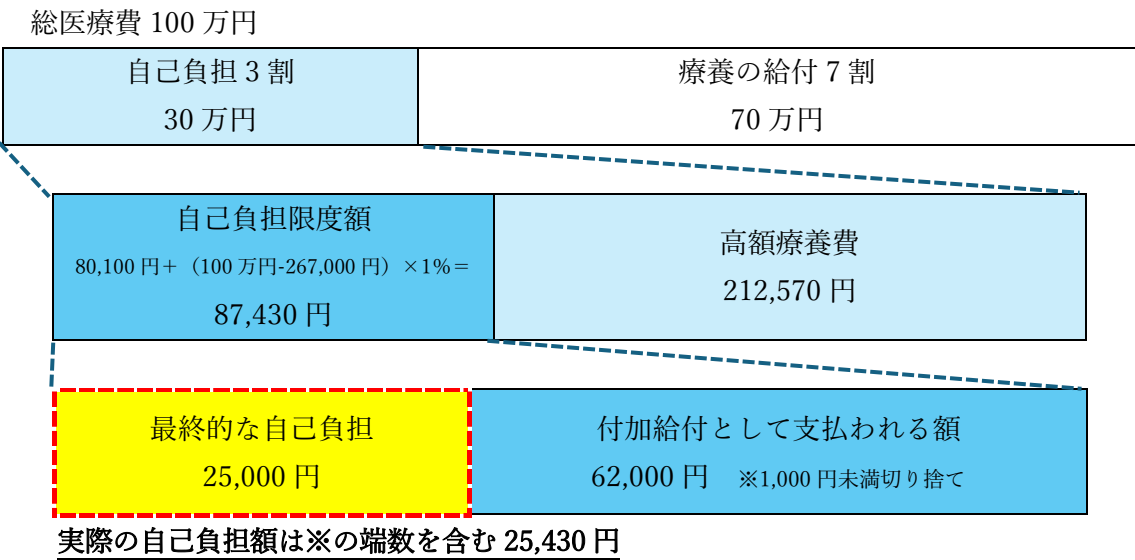
付加給付制度の改定

組合財政の改善から、組合員の医療費負担軽減を目的として各付加給付（一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族療養付加金、家族訪問看護付加金、合算高額療養費付加金）の足切り額を 3 万円から 2.5 万円に引き下げます。

改定年月日は、令和 7 年 4 月 1 日とし令和 7 年 4 月診療分から適用されます。

| 〈現行〉    |          |          | ➡ | 〈改定後〉   |          |          |
|---------|----------|----------|---|---------|----------|----------|
| 対象      | 被保険者     | 被扶養者     |   | 対象      | 被保険者     | 被扶養者     |
| 付加給付基準額 | 30,000 円 | 30,000 円 |   | 付加給付基準額 | 25,000 円 | 25,000 円 |

〈計算例〉 1 か月の総医療費が 100 万円で自己負担が 30 万円、  
かつ、被保険者の所得区分【ウ】（標準報酬月額 28 万～50 万円）の場合  
※令和 7 年 7 月までの高額療養費制度を適用した場合



令和 7 年度保健事業

- (1) 新規事業と廃止事業はございません。
- (2) 変更または見直し事業
- ①生活習慣病健診・人間ドックの契約外施設受診費用補助内容が令和 7 年度受診分より下記の通り変更となります。

日帰り人間ドック

- 〔補助条件〕
- 補助対象は、40 歳以上の被保険者および被扶養者（任意継続被保険者を含む）。
- 検査項目は各施設が設定している「日帰りドック」と定めるコース。
- 〔健保補助額の詳細〕
- 健診料金基準額および健保補助額については、(表 1) の通りとする。
  - 健診料金基準額を下回る場合は、その料金から利用者負担額（20,000 円）を差し引いた額を支給する。
  - 補助対象オプション検査（表 2）を受診した場合は、健保補助額を上限に支給する。
- なお、オプション検査単体の受診については補助しない。

〔健診料金基準額・健保補助額〕

(表 1)

| 健診種別         | 健診料金基準額                    | 健保補助額（上限）                  |
|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 日帰り人間ドック（基本） | 42,000 円 → <u>43,000 円</u> | 22,000 円 → <u>23,000 円</u> |
| 聖路加国際病院※     | 47,000 円                   | 27,000 円                   |

※聖路加国際病院は契約外施設として費用補助を行っていますが、特別に団体割引契約を締結しています。団体割引後の健診料金に変更がないため、聖路加国際病院の健診料金基準額は据え置きのままとします。

(表 2)

| 補助対象オプション検査      |                  | 健診料金基準額                  | 健保補助額（上限）                |
|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 乳がん検査<br>（いずれか）  | <u>超音波検査</u>     | 5,000 円                  | 5,000 円                  |
|                  | <u>マンモグラフィ検査</u> | 5,000 円 → <u>6,000 円</u> | 5,000 円 → <u>6,000 円</u> |
| 子宮頸部細胞診検査        |                  | 4,000 円 → <u>5,000 円</u> | 4,000 円 → <u>5,000 円</u> |
| PSA 検査（50 歳以上対象） |                  | 2,000 円 → <u>2,500 円</u> | 2,000 円 → <u>2,500 円</u> |
| 胃カメラ（差額）         |                  | 3,000 円 → <u>5,000 円</u> | 3,000 円 → <u>5,000 円</u> |

## 生活習慣病健診

### 〔補助条件〕

補助対象は、任意継続被保険者を除く被保険者のみ。

検査項目は、年齢問わず現在当組合が指定する 35 歳以上の男女共通項目。

### 〔健保補助額の詳細〕

- 健診料金基準額および健保補助額については、(表 3) の通りとする。
- 健診料金が基準額を下回る場合は、事業所負担額を基準額の 57% で算出し、総額から事業所負担額と利用者負担額 (2,500 円) を控除した額を健保補助額とする。
- 補助対象オプション検査 (表 4) を受診した場合は、健保補助額を上限に支給する。  
なお、オプション検査単体の受診については補助しない。
- 事業所担当者は健診予約前に当組合へ契約外施設の見積りを提出し、当組合職員の確認を受けた上で健診を予約する。**※ (見積書フォーマットを最終頁に記載しておりますので、ご活用ください。)**

※健診料金基準額に含んでいた胃部 X 線検査がオプション検査項目になります。

### 〔健診料金基準額・健保補助額〕

(表 3)

| 健診種別                   | 健診料金基準額<br>(上限)               | 事業所負担額<br>(負担割合)<br>※基準額の 57% | 利用者負担額  | 健保補助額<br>(上限)               |
|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------|-----------------------------|
| 生活習慣病健診<br>(胃部 X 線含まず) | 13,000 円 →<br><b>14,000 円</b> | 7,500 円 →<br><b>7,980 円</b>   | 2,500 円 | 3,000 円 →<br><b>3,520 円</b> |

(表 4)

| 補助対象オプション検査       |                  | 健診料金基準額                  | 健保補助額 (上限)               |
|-------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 乳がん検査<br>(いずれか)   | <b>超音波検査</b>     | 5,000 円                  | 5,000 円                  |
|                   | <b>マンモグラフィ検査</b> | 5,000 円 → <b>6,000 円</b> | 5,000 円 → <b>6,000 円</b> |
| PSA 検査 (50 歳以上対象) |                  | 2,000 円 → <b>2,500 円</b> | 2,000 円 → <b>2,500 円</b> |
| <b>胃部 X 線検査</b>   |                  | <b>12,000 円</b>          | <b>12,000 円</b>          |
| 胃カメラ (差額)         |                  | 3,000 円 → <b>5,000 円</b> | 3,000 円 → <b>5,000 円</b> |

- ②育児書を「子どもの病気とけが安心ブック」へ変更します。
- ③セルフメディケーションサービス推進事業の対象疾患に関節炎等カテゴリを追加します。
- ④ジェネリック医薬品利用勧奨について記載されたマイナンバーカードケースを配布します。(「健康保険と医療のガイド」に同梱)
- ⑤家庭用常備薬の申し込み期間を通年から期間を区切り年 2 回へ変更します。

### (3) 継続事業

|                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>特定健診事業</b><br>○特定健診 費用補助<br>○受診案内・受診勧奨通知配布                                                                                                                                                                                               |
| <b>特定保健指導事業</b><br>○特定保健指導 費用補助<br>○特定保健指導通知配布                                                                                                                                                                                              |
| <b>保健指導宣伝事業</b><br>○「健康保険と医療のガイド」冊子配布およびPDF版のHP掲載<br>○情報化推進（ホームページ等）<br>○健康相談 ※「みんなの家庭の医学」<br>○医療費適正化事業<br>適正受診通知<br>（ジェネリック医薬品差額通知・頻回受診・重複・多剤服薬）<br>○情報提供ツール「健康マイポータル」の提供<br>○巡回レディース健診案内配布：被扶養者<br>○健康管理事業推進委員会の開催<br>○健康保険組合説明会等の開催      |
| <b>疾病予防事業</b><br>○生活習慣病健診 費用補助<br>○人間ドック 費用補助<br>○婦人健診（施設型・巡回型）費用補助<br>○特定健診詳細項目 費用補助及びデータ作成<br>○インフルエンザ予防接種 費用補助<br>○重症化予防事業 受診勧奨<br>○医療費等分析（事業所別健康度プロフィール作成等）<br>○禁煙支援事業<br>○郵送健診<br>○保健事業システム<br>○つよい子になるぞ！！キャンペーン<br>○前期高齢者向け疾病予防サービス事業 |
| <b>体育奨励事業</b><br>○健康増進事業（健康経営支援アプリ「&well」）                                                                                                                                                                                                  |
| <b>保養所関連事業（予算措置なし）</b><br>○割引宿泊契約施設<br>ラフォーレ倶楽部、星野リゾート、三井不動産ホテルリゾート<br>○スポーツクラブの法人会員契約                                                                                                                                                      |

## 《変更点および注意事項》

### 【全体】 申請様式のダウンロードをお願いいたします

申請書類は法改正や手続き変更に伴い、新様式へ変更となっている場合がございます。  
書類を利用する際は当組合 HP より最新の様式をダウンロードし、ご利用いただきますようお願いいたします。

### 【全体】 保険料の納付期限および口座振替予定日

|                | 納付期限日               | 口座振替日               |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 令和 7 年 3 月分保険料 | 令和 7 年 4 月 30 日(水)  | 令和 7 年 4 月 28 日(月)  |
| 4 月分保険料        | 令和 7 年 6 月 2 日(月)   | 令和 7 年 5 月 30 日(金)  |
| 5 月分保険料        | 令和 7 年 6 月 30 日(月)  | 令和 7 年 6 月 27 日(金)  |
| 6 月分保険料        | 令和 7 年 7 月 31 日(木)  | 令和 7 年 7 月 30 日(水)  |
| 7 月分保険料        | 令和 7 年 9 月 1 日(月)   | 令和 7 年 8 月 29 日(金)  |
| 8 月分保険料        | 令和 7 年 9 月 30 日(火)  | 令和 7 年 9 月 29 日(月)  |
| 9 月分保険料        | 令和 7 年 10 月 31 日(金) | 令和 7 年 10 月 30 日(木) |
| 10 月分保険料       | 令和 7 年 12 月 1 日(月)  | 令和 7 年 11 月 28 日(金) |
| 11 月分保険料       | 令和 8 年 1 月 5 日(月)   | 令和 7 年 12 月 26 日(金) |
| 12 月分保険料       | 令和 8 年 2 月 2 日(月)   | 令和 8 年 1 月 30 日(金)  |
| 令和 8 年 1 月分保険料 | 令和 8 年 3 月 2 日(月)   | 令和 8 年 2 月 27 日(金)  |
| 2 月分保険料        | 令和 8 年 3 月 31 日(火)  | 令和 8 年 3 月 30 日(月)  |

### 【全体】 事務担当者説明会の開催方法や時期等を見直します

事業主様および事務担当者様との連携を一層強化し、健康保険制度の円滑な運営を図るため、毎年 3 月頃に開催しておりました「事務担当者説明会」の内容を一部変更し、新たに「健康保険組合説明会」ならびに「事務担当者講習会」、「新任担当者事務講習会」の 3 部構成で開催することとなりました。当組合といたしましては、適切な時期に情報提供すること、また、参加される方々の役職や経験に応じて情報の詳細度を変えて開催することで、事業主様および事務担当者様のニーズにお応えしていきたいと思っております。

#### ○説明会等の種類と内容

- ・健康保険組合説明会（不定期） 保険料率や組合財政、法改正や運営方針等について
- ・事務担当者講習会（適宜） 主要トピックを中心に制度や事務手続きについて
- ・新任担当者事務講習会（年 2 回）健康保険制度と事務手続きの基本について



○開催スケジュール《予定》

| 開催時期     | 説明会・講習会の種類                                    |
|----------|-----------------------------------------------|
| 令和7年5月中旬 | 新任担当者事務講習会                                    |
| 9月頃      | 事務担当者講習会<br>主要トピック：保険証廃止後の経過措置終了に向けて（仮）       |
| 11月中旬    | 新任担当者事務講習会                                    |
| 令和8年3月頃  | 健康保険組合説明会・事務担当者講習会<br>主要トピック：子ども子育て支援金について（仮） |

【適用】被保険者証経過措置終了後の取扱いについて

従来の被保険者証は、経過措置終了後の令和7年12月2日（火）以降、医療機関等での受診で使用できなくなり、マイナ保険証へ完全移行します。事業所ご担当者様におかれましては、加入者の皆様に速やかにマイナ保険証へ切り替えるようご周知をお願いいたします。

特に、マイナンバーカードをお持ちで健康保険証利用登録をされていない加入者には、積極的に利用登録の促進をお願いいたします。なお、現在お持ちの被保険者証は、退職等で資格を喪失しない限り、令和7年12月1日（月）まで使用できます。

その他、被保険者証廃止に関するご案内については当組合HPをご参照くださいますようお願いいたします。

○加入者向けページ

マイナンバーカードの健康保険証利用について

[マイナンバーカードの健康保険証利用について - MBK 連合健康保険組合](#)

○事務担当者向けページ

被保険者証廃止について

[被保険者証廃止について - MBK 連合健康保険組合](#)

○主なスケジュール《予定》

| 時期          | 内容                                                       |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 令和7年11月頃    | 令和7年12月2日以降職権交付対象となる方へ「資格確認書」を事業所経由にて一斉配布                |
| 令和7年12月1日   | 被保険者証経過措置終了                                              |
| 令和7年12月2日以降 | 被保険者証使用停止（マイナ保険証へ移行）<br>※経過期間終了後は従来の被保険者証（カード型）の回収は行いません |

○〈参考〉令和6年12月現在

当組合のマイナンバーカードの健康保険証利用登録率：67.07%（全国平均：82.6%）

当組合のマイナ保険証利用率：22.6%（全国平均：25.4%）

## **【給付】退職後に申請された傷病手当金の振込先について運用を変更します**

傷病手当金は、原則、在籍期間中の請求の場合、事業所経由での支払いとなっておりますが、被保険者が退職後に「在籍中の請求」と「退職後の請求」を同じタイミングで提出すると、一方は事業所経由支払い、一方は被保険者本人支払い、と分かれてしまうため被保険者が混乱しているケースが生じておりました。

そこで、請求期間が事業所に在籍期間中であっても、資格喪失後に提出された申請で、かつ、被保険者の希望があれば、事業所払いでなく被保険者本人払いとするよう運用を変更いたします。なお、運用の変更時期は、令和7年5月15日支給の傷病手当金請求書（令和7年4月20日締切分）から対応いたします。

運用変更に合わせて、傷病手当金請求書の様式を変更いたしますので、新様式に差し替えて作成いただき、被保険者記入欄の「資格喪失年月日」が記入されていること、「振込希望先」に口座情報が記入されていることをご確認のうえご提出ください。ただし、「資格喪失年月日」の記入がなく、当組合でも資格喪失日の確認ができない場合は、「振込希望先」に記入があっても事業所払いとなりますので予めご了承ください。

## ≪健康保険に係る法令改正≫

令和 7 年度に予定されている法改正についてご案内いたします。詳細については、施行年月日以降、当組合 HP でご案内いたします。

(令和 7 年 2 月 1 日時点)

### 入院食事療養費の引き上げ（施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日）

入院時の食費については、令和 6 年度診療報酬改定において 1 食当たり 640 円から 670 円と 30 円の引き上げが行われましたが、食材費等の高騰は更に続いている現状と提供されるべき食事の質を確保する観点から、更に 1 食当たり 690 円とし患者自己負担 20 円の引き上げが予定されています。

### 高額療養費の自己負担限度額が見直し（施行年月日 令和 7 年 8 月 1 日）

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担上限額引き上げを令和 7 年 8 月、令和 8 年 8 月、令和 9 年 8 月の 3 段階で見直す方針を発表しております。

以上

# 生活習慣病健診 見積書

費用補助については下記の基本検査項目（必須項目）を受診していることが条件となります。

下記の太枠内に健診料金(税込み)をご記入いただきますようお願いいたします。

(胃部X線検査、胃カメラ差額、乳がん検査、PSA検査は、オプションとなります。)

【健診機関情報】

|     |  |
|-----|--|
| 名称  |  |
| 所在地 |  |

| 基本検査項目（必須項目） |                              |
|--------------|------------------------------|
| 問診           | 既往歴（喫煙歴・服薬歴含む）、業務歴           |
|              | 自覚症状・他覚症状                    |
| 診察           | 理学的所見                        |
| 身体計測         | 身長                           |
|              | 体重                           |
|              | BMI                          |
|              | 腹囲                           |
| 視力           | 矯正／裸眼                        |
| 聴力           | オーディオメータ（1000、4000Hz）        |
| 眼底           | 眼底                           |
| 消化器          | 便潜血 二回法                      |
| 循環器          | 血圧 収縮／拡張                     |
|              | 心電図 12誘導                     |
| 呼吸器          | 胸部X線                         |
| 尿検査          | 尿糖                           |
|              | 尿蛋白                          |
| 血液一般         | 血色素量                         |
|              | 赤血球数                         |
|              | ヘマトクリット                      |
|              | 白血球数                         |
| 肝機能          | AST（GOT）                     |
|              | ALT（GPT）                     |
|              | γ-GT（γ-GTP）                  |
| 脂質           | 血清トリグリセライド（空腹時中性脂肪または随時中性脂肪） |
|              | Tコレステロール                     |
|              | HDLコレステロール                   |
|              | LDLコレステロール                   |
| 血糖           | 血糖（空腹時血糖または随時血糖）             |
|              | HbA1c                        |
| 腎機能          | クレアチニン                       |
|              | eGFR                         |
|              | 尿酸                           |
| 健診料金         |                              |
|              |                              |

| 補助対象オプション        |                     |   |
|------------------|---------------------|---|
| 前立腺：男性           | PSA（50歳以上）          | 円 |
| 消化器              | 胃部X線                | 円 |
|                  | 胃カメラ（胃部X線との差額料金）    | 円 |
| 乳がん：女性<br>（いずれか） | 超音波                 | 円 |
|                  | マンモグラフィー（1方向または2方向） | 円 |